

医療機関でも利用できる 新型コロナウイルスの影響による

休業・収入減少に対する助成・融資制度

雇用調整助成金

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図るために休業手当、賃金等に要した費用の一部を助成する制度。

制度名	雇用調整助成金の特例措置
特例対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて1ヵ月の売上高が5%以上低下した事業主(全業種)
緊急対応期間	4月1日～6月30日
助成内容	雇用保険被保険者でない労働者も含め、雇用維持を図るために支払った休業手当、賃金等の一部を助成(中小企業4/5、大企業2/3)。解雇等を行わない場合は、中小企業9/10、大企業3/4)(1人1日8,330円上限)
支給限度日数	1年間100日(6月30日までは別枠で利用可能)
問合せ先	愛知労働局 あいち雇用助成室 第三係 460-0003 名古屋市中区錦 2-14-25 ヤマイチビル11階 電話 052-219-5518

小学校等の休校に伴う助成金

新型コロナウイルス感染症の拡大により小学校等が臨時休業した場合に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に対して、年次有給休暇とは別に有給休暇を取得させた事業主に対する助成金制度。

制度名	小学校休業等対応助成金
対象者	臨時休業等をした小学校等に通う子ども又は新型コロナウイルスに感染した等の子どもの世話をを行うことが必要となった労働者(正規・非正規問わず)に、年次有給休暇とは別に、有休(賃金全額支給)の特別休暇を取得させた事業主
助成対象となる休業期間	2020年2月27日～3月31日 ※6月30日まで延長する予定
助成額	休暇中に支払った賃金相当額×10/10 (1日8,330円上限)
申請期間	2020年3月18日～6月30日
問合せ先	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-60-3999

無利子無担保融資・特別利子補給制度

制度名	新型コロナウイルス感染症特別貸付
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、最近1ヵ月の売上高が前年又は前々年の同時期と比較して5%以上減少した事業主など
資金使途	運転資金、設備資金
融資限度額	国民生活事業(小規模事業者) 6,000万円 中小事業(中小企業者) 3億円
貸付期間	運転15年以内、設備20年以内(据置期間5年以内)
金利	特別利子補給制度の併用で、実質無利子
問合せ先	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 平日: 0120-154-505 休日: 国民生活事業 0120-112-476 中小企業事業 0120-327-790 特別利子補給制度: 中小企業金融相談窓口 03-3501-1544

緊急つなぎ資金

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主に対する短期の運転資金確保のための「つなぎ資金」融資制度。

制度名	新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、最近1ヵ月の売上高が前年又は前々年同月と比較して減少した事業主
資金使途	運転資金
融資限度額	5,000万円
融資期間・利率	3年 年1.2%
返済方法	均等分割返済(据置期間最長1年)
担保	不要
保証料	無料(愛知県が当初契約時の保証料を補助)
問合せ先	愛知県信用保証協会 新型コロナウイルスに関する 経営相談窓口 0120-454-754

新型コロナウイルスの影響を受けて、休業や事業縮小に伴う収入減少に対して、公的な助成制度や融資が実施されています。詳細は各窓口にお問い合わせください。(2020年4月6日現在)